★協力雇用主の皆様へのお願い★

保護観察対象者等の

お試し雇用

してみませんか？

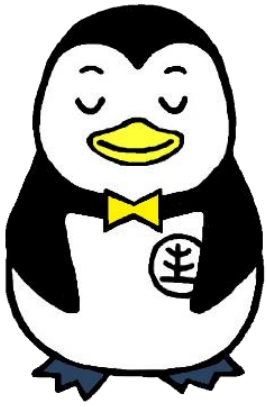

協力雇用主に登録したけれど

「人手が足りないが、フルタイムの雇用は難しい･･･」

「実際に働いている様子を見てから、採否を考えたい･･･」

「ハローワークのトライアル雇用の手続きは煩雑そう･･･」

とお考えの協力雇用主の皆様！

秋田県就労支援事業者機構で実施中の給与支払い助成**「お試し雇用」**を活用してみませんか！

「お試し雇用」とは、保護観察対象者等に対し、１回２～３時間、計１～３日程度の短時間・短期間の就労（お手伝い・就労体験）を実施した場合に、その費用を助成（限度額あり）させていただく制度です。

保護観察を受けている人の中には、

「どんな仕事に向いているかがわからない。」

「そもそも仕事をする(続ける)自信がない。」

といった人が、少なからずいます。

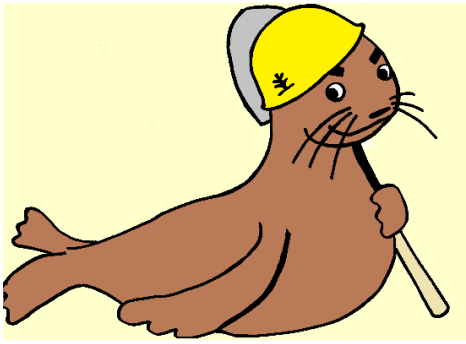

そのような人に対し、短時間・短期間の就労を通して、将来の就労に向けた「動機付け」をはかるプロジェクトです。

① １回２～３時間、１～３日程度の仕事（お手伝い・体験）がありましたら、秋田保護観察所処遇部門・就労支援班へ連絡願います。☞☞☎018-862-3903

② その仕事に**適当な人がいた場合**、保護観察所から直接，御連絡いたしますので、雇用をお願いします。（適当な方がいない場合もあります。）

③ 雇用終了後、報告書と賃金・出勤状況がわかる書類の写しを提出願います。規定の助成金（時給・交通費相当分・上限額あり）をお支払いします。

秋田県就労支援事業者機構 ・ 法務省秋田保護観察所

R05.01 作成

「お試し雇用」活用事例

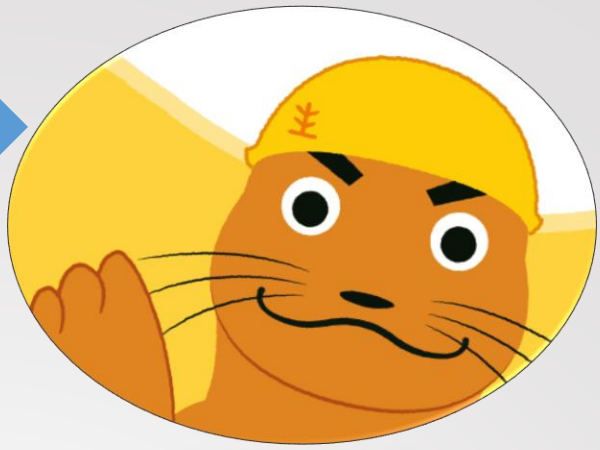

「お試し雇用」を
活用した事例を、ご紹介します。

・Ａさん（男子少年）の例

保護観察開始後、無職状態が続く。

担当保護司から勧められて、農作業を開始。

本人は、勤務先の同僚と話をしているうちに、「本格的に仕事探しをしてみたい！」という気持ちが起こり、約１月間の就労を終えた後、求職活動を開始した。

・Ｂさん（男子少年）の例

保護観察開始後、通信制高校に編入。月２回のスクーリングの他は、自宅にひきこもる生活を送る。

本人が「前の学校の友人に会いたくないので、近所では働きたくない。ボランティア活動には興味がある。」と話したため、担当保護司が、福祉施設におけるボランティア活動を探したが、時節柄実施が難しいことがわかり、食品製造の就労体験を勧めたところ、本人が同意した。

「お試し雇用」の風景

「お試し雇用」の様子をカメラに収めました。ご覧ください。

（上）道路脇の幟設置作業
（右上）外袋ラベル貼り作業

（左）手焼きせんべいの製造体験（販売用では**ありません。**体験終了後、おみやげとしてお持ち帰りいただきました。）

初回の体験については、「お試し雇用」の実施時に、保護観察官又は担当保護司が同席することも可能です。

「お試し雇用」、ぜひ実施してみませんか？

秋田県就労支援事業者機構の「お試し雇用」を活用して、
保護観察対象者等の短期間・短時間の就労を実施してみませんか？

「お試し雇用」とは？

秋田県就労支援事業者機構が、同機構の二種・三種会員である協力雇用主を対象に実施している「給与支払い助成」です。

既存の「給与支払い助成」との違いはありませんが、短期間短時間の就労、例えば、１日２～３時間合計２～３日程度の勤務であっても、助成を受けられることを強調しています。

なぜ「お試し雇用」なのか？

これまでの就労支援では、保護観察対象者等の就労の安定に向けて、フルタイムの正規雇用に結びつけることを目標に実施してきました。

しかしながら、保護観察対象者等の中には、そもそも就労の経験が乏しく、フルタイムの正規雇用を目指すこと自体がハードルの高い人がおり、これらの人に対する就労支援をどのように行うのかが、課題となっていました。

その一方で、「正規雇用は難しいが、短時間短期間で良いのであれば、雇用の協力ができる。」、「ハローワークのトライアル雇用の制度は手続きが煩雑だ。」という協力雇用主の方からの声がありました。

そこで、協力雇用主をより一層活用していただくべく、新たに開始したものが、この「お試し雇用」です。

皆様にお願いしたいこと

ぜひ、「短期間・短時間であれば雇用できる！」とお考えでしたら、秋田県就労支援事業者機構事務局（秋田保護観察所・処遇部門就労支援担当）又は各地区の協力雇用主会への連絡をお願いいたします。

適当な保護観察対象者等がいた場合、個別に御連絡を差し上げます。